

令和3年生駒市教育委員会

第5回定例会 議案

令和3年5月24日

生駒市教育委員会

令和3年生駒市教育委員会(第5回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第8号	令和3年度園児・児童・生徒数について	1
議案第20号	令和3年生駒市議会第3回(6月)定例会提出議案の意見について	5
議案第21号	生駒市文化財保護審議会委員の委嘱について	12
議案第22号	生駒市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	13
議案第23号	生駒市学校歯科医の委嘱について	14

報告第8号

令和3年度園児・児童・生徒数について

令和3年度園児・児童・生徒数について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年5月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

令和3年度 市内保育所・こども園 園児数

令和3年5月1日現在

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	計 (R2.5.1)
みなみ保育園(南こども園)	保	9	16	24	28	38	41	156	139
ひがし保育園	保	6	16	30	39	35	47	173	177
小平尾保育園	保	5	8	12	13	17	14	69	65
中保育園	保	12	24	43	52	52	49	232	212
いこまこども園	幼保連携	9	25	32	51	56	58	231	234
いこま乳児保育園	保	13	30	30				73	70
たかやまこども園	幼保連携	6	14	22	23	30	33	128	128
鹿ノ台佐保保育園	保	3	9	17	10	15	16	70	63
あすかの保育園	保	6	14	18	20	22	20	100	100
あいづ生駒保育園	保	8	12	14	12	12	12	70	69
はな保育園	幼保連携	6	16	25	22	26	24	119	130
生駒ピュアこども園	幼保連携	4	15	19	19	20	21	98	111
学研まゆみ保育園	保	2	18	25	24	24	28	121	131
うみ保育園	幼保連携	7	15	16	20	19	21	98	97
あいづ壱分保育園	保	9	21	24	26	24	24	128	124
ソフィア東生駒こども園	幼保連携	4	18	18	25	26	27	118	126
いちぶちどり保育園	幼保連携	6	15	18	22	22	24	107	104
キッズ・ガーデン	事業所内	0	9	7				16	16
ソフィア東生駒こども園 分園	幼保連携	4	10	10				24	29
阪奈中央こぐま園	事業所内	4	16	15				35	29
もり保育園	幼保連携	9	18	23	23	24	22	119	115
にじ保育園	小規模	2	3	3				8	9
いちぶちどりキッズ	小規模	0	4	3				7	12
ソフィア谷田保育園	小規模	3	8	8				19	15
いちぶちどりキッズたにだ	小規模	2	8	8				18	18
きたやまと保育園	小規模	0	5	8				13	15
小規模認可保育所わらべ学園	小規模	1	6	6				13	10
合 計		140	373	478	429	462	481	2,363	2,348

令和3年度 幼稚園 学級数園児数一覧表

【公立幼稚園】

5月1日現在

幼稚園名	3歳	4歳	5歳	合計	合計 (R2.5.1)
なばた	1 15	1 12	1 22	3 49	3 52
生駒台	2 35	2 52	2 51	6 138	6 159
南 (南こども園)	3 20	3 31	3 31	9 82	9 94
生駒 (認定こども園)	3 42	2 51	2 58	7 151	7 150
俵口	1 20	1 17	1 34	3 71	4 73
あすか野	1 18	1 30	1 34	3 82	5 109
桜ヶ丘	1 14	1 28	1 32	3 74	4 84
壺分	1 17	2 31	1 33	4 81	5 96
合計	13 181	13 252	12 295	38 728	43 817

※南幼稚園の園児数は1号認定児のみ。クラス数は2号認定を含む。 上段:クラス数
 ※生駒幼稚園2号認定児3歳(15)4歳(11)5歳(14)計40名を含む。 下段:園児数

【私立幼稚園】

幼稚園名	3歳	4歳	5歳	合計	認可 (R2.5.1)
白百合	3 (40)	2 (41)	2 (35)	7 (116)	7 (126)
エンゼル	1 (10)	2 (19)	1 (8)	4 (37)	5 (50)
奈良佐保 短期大 学附属生駒	23 (22)	40 (25)	19 (34)	82 (81)	101 (70)
白庭台	2 (39)	2 (40)	2 (45)	6 (124)	6 (129)
合計	170 (111)	194 (125)	203 (122)	567 (358)	578 (375)

* ()数は市内からの通園児で内数

令和3年5月1日現在 児童・生徒数

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	合計 (R2.5.1)
生駒	4 [14]	4 [2]	4 [106]	3 [9]	2 [3]	3 [4]	28 [32]	27 [33]
生駒南	104 [5]	120 [8]	106 [5]	108 [3]	76 [4]	99 [1]	613 [26]	601 [24]
生駒北	2 [53]	2 [66]	2 [69]	2 [68]	2 [70]	2 [71]	18 [397]	18 [419]
生駒台	1 [1]	1 [2]	1 [3]	1 [1]	1 [1]	1 [1]	10 [9]	10 [8]
生駒東	27 [4]	18 [9]	24 [7]	32 [7]	19 [3]	28 [7]	148 [40]	147 [36]
真弓	4 [7]	4 [9]	3 [7]	4 [7]	4 [3]	4 [7]	31 [40]	31 [36]
俵口	110 [3]	126 [4]	114 [4]	120 [1]	140 [3]	133 [2]	743 [15]	782 [17]
鹿ノ台	3 [62]	3 [91]	3 [86]	3 [92]	3 [99]	3 [92]	22 [522]	23 [563]
桜ヶ丘	3 [3]	4 [3]	3 [7]	3 [4]	4 [5]	4 [2]	26 [24]	26 [22]
あすか野	94 [3]	131 [5]	110 [2]	107 [3]	118 [5]	121 [5]	681 [21]	676 [21]
菅分	3 [1]	3 [5]	2 [2]	3 [3]	3 [5]	2 [2]	19 [15]	20 [18]
生駒南第二	79 [3]	74 [3]	63 [2]	84 [4]	94 [6]	72 [2]	466 [23]	482 [17]
合計	3 [108]	3 [133]	3 [113]	3 [101]	3 [133]	3 [105]	23 [693]	23 [711]
合計	5 [15]	5 [148]	5 [169]	5 [151]	5 [166]	5 [175]	37 [966]	36 [963]
合計	4 [10]	4 [5]	4 [6]	4 [5]	4 [5]	4 [1]	37 [32]	30 [26]
合計	124 [1]	139 [1]	123 [1]	137 [2]	114 [2]	129 [2]	766 [9]	757 [9]
合計	37 [45]	38 [64]	35 [51]	35 [37]	35 [44]	36 [33]	280 [275]	281 [256]
合計	1,017	1,159	1,116	1,130	1,170	1,165	6,757	6,916

中学校	1年	2年	3年	合計	合計 (R2.5.1)
生駒	5 [6]	5 [2]	6 [1]	18 [9]	19 [7]
生駒南	198 [5]	181 [4]	180 [2]	559 [11]	543 [7]
生駒北	2 [5]	2 [4]	2 [2]	8 [11]	8 [7]
緑ヶ丘	54 [2]	51 [2]	63 [1]	168 [5]	174 [5]
鹿ノ台	1 [2]	1 [1]	1 [2]	5 [5]	5 [6]
上	25 [4]	26 [3]	26 [6]	77 [13]	87 [13]
光明	4 [4]	4 [2]	4 [2]	15 [8]	15 [6]
大瀬	134 [2]	128 [4]	151 [4]	413 [10]	399 [13]
合計	5 [2]	5 [4]	5 [4]	18 [10]	18 [13]
合計	163 [30]	167 [31]	186 [32]	516 [114]	523 [115]
合計	204 [27]	222 [18]	232 [20]	658 [65]	662 [61]
合計	1,027	1,045	1,104	3,176	3,185

上段:クラス数(美学級数、特別支援学級数は県基準6名)

なお、自閉症・情緒は基準8名

[]数:特別支援学級在籍学級数、児童・生徒数(内数)

下段:児童・生徒数

議案第20号

令和3年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の意見について

令和3年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和3年5月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和3年度生駒市一般会計補正予算（第4回）
- ・ 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	439,810	165,775	605,585	2 児童福祉費 助金	165,775	新型コロナウイルス感染症拡大予防ネット強化交付金	

単位 千円

(款) 16 県支出金

(項) 3 委託金

口	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 教育費委託金	0	1,326	1,326	1 教育総務費委 託金	1,326	地域部活動推進事業委託金	
計	249,253	1,326	250,579				

単位 千円

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳		区 分	金 額	説 明
				補正額				
				特定財源	その他			
1 児童福祉総務費	2,917,777	165,775	3,083,552	165,775 (国補)	165,775	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	1,500 128 268 98 23 358 1,100 162,300	パートタイム会計年度任用職員 社会保険料等 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 児童手当システム等委託料 臨時特別給付金
計	6,959,017	165,775	7,124,792					

[単位：千円]

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

[単位:千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源		一般財源			
				特定 国県支出金	地方債 その他				
2 教育振興費	76,315	1,326	77,641	1,326 (県委)			10 需用費	76 消耗品費	
				1,326			11 役務費	11 通信運搬費	
							12 委託料	1,239 地域部活動推進事業委託料	
計	259,919	1,326	261,245	1,326					



議案第 41 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒
市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「 保育士・幼稚園講師	1,000 円以上 1,250 円以下	7,000 円以上 9,690 円以下		を
「 保育士・幼稚園講師	1,000 円以上 1,250 円以下	7,000 円以上 9,690 円以下		に
保育補助員	900 円以上 1,100 円以下			

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。



議案第 43 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
(令和元年8月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表備考第6項を削り、同表備考第7項中「教育・保育給付認定保護者等が」
を「教育・保育給付認定保護者等（教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保
育給付認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。）が」に改め、同項を同表備考
第6項とし、同表備考第8項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的
な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項」を「就学
前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18
年法律第77号）第2条第6項」に、「児童福祉法第7条第1項」を「児童福祉法
第43条の2」に、「若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医
療型児童発達支援」という。）」を「、同条第3項に規定する医療型児童発達支援
（以下「医療型児童発達支援」という。）若しくは同法第24条第2項に規定する
家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）」に改め、同項の表中「若
しくは医療型児童発達支援」を「、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業
等」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第9項を同表備考第8項とし、

同表備考第10項を同表備考第9項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

生駒市文化財保護審議会委員の委嘱について

生駒市文化財保護審議会委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年5月24日提出

生駒市教育委員会
教育長 原 井 葉 子

記

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 今木 義法

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 谷山 正道

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 中谷 八榮子

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 藤澤 典彦

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 吉川 真司

委嘱期間 令和3年6月1日から令和6年5月31日まで

議案第 22 号

生駒市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

生駒市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年5月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

記

住 所 生駒市高山町6794番地（生駒北小中学校）

氏 名 中井 一郎

委嘱期間 令和3年6月1日から令和4年6月30日まで

議案第 23 号

生駒市学校歯科医の委嘱について

生駒市学校歯科医に、下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年5月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

記

委嘱：令和3年6月1日付（任期：令和5年3月31日まで）

職 名	推薦団体	氏 名	学校名
学校歯科医	生駒市歯科医師会	島野 裕一	生駒小学校

